

〈研究ノート〉

戦後教育改革期における教員の国政進出

米田 俊彦

はじめに

戦後教育改革期を通じて教員（ここでは市町村立または都道府県立の学校の教員またはその経験者をいう。）が衆議院や参議院の議員に転身したことは、断片的には知られている。たとえば、赤塚康雄『戦後教育改革と青年学校』において、憲法改正案の国会審議において、教育条項の案文中の「その保護する児童に初等教育を受けさせる義務を負ふ」の「児童」を「子女」に、「初等教育」を「普通教育」に変更するように努力した議員として野本品吉や大島多蔵を挙げ、このふたりに関して次のように解説している¹。

〔青校振興決議文の提出を計画している〕新光倶楽部とは、戦後最初の総選挙で多数当選した教育関係議員で結成された政党である。青年学校運動を背景に国会に進出した野本〔品吉〕（群馬県太田青年学校校長）、大島多蔵（佐賀県立鹿島中学校教員）らは新光倶楽部所属であった。この政党は当然教育問題に力を注いだ。その一つが憲法改正案第二四条の修正問題であった。それを意識しながら、資料4の「野本品吉代議士（新光クラブ所属群馬県青年学校校長）に面談」の項を読むと青年学校の求める憲法修正要求が新光倶楽部の党是になっていく経過がわかるほどである。（51頁）

憲法改正案の修正は、帝国憲法改正案委員から選ばれた小委員によって審議された。七月二三日、芦田均委員長が一〇人の小委員を指名した。大島は新政会の小委員として指名された。新光倶楽部が無所属倶楽部の一部、日本民主党準備会の一部と七月一九日に合同して新政会となっていたのである。新政会も教員出身の政党であることに変わりはない。（52頁）

あるいは、1950年6月に行われた第2回の参議院議員選挙では、日本教職員組合（日教組）が全国区に5人、地方区に6人（北海道・栃木・新潟・愛知・香川・高知）を擁立した。とくに全国区の候補の支援を各都道府県の教職員組合に割り振ったことから、各都道府県教組が参議院議員選挙に取り組み、そのことが各都道府県教組の沿革史に記述されている²。

上記の2例がよく示しているとおり、戦後まもなくの頃に国政に進出した議員と50年頃に進出した議員とは、性格が異なる。新政会は、離合集散を繰り返しながら国民協同党を経て1952年には改進黨となる中道右派政党である（最終的には自民党に合流）。一方、50年の参議院議員選挙で日教組が組織的に支援して当選した議員は、ほとんどが社会党であり、その多くは左派に属していた。政治的な立場がまったく異なっている。

戦後まもなくの時機に多くの教員が中道右派の政治的スタンスで国政に進出し、まもなく日教組の組織的支援を受けた社会党（左派）議員に入れ替わっていく経過や事情を明らかにすることが、本稿の課題である。

1. 衆参両院の各選挙と教員出身国会議員

1946年4月に第22回衆議院議員総選挙が実施された。公職追放により戦時体制を担った議員が追放されたあとの選挙であったから、多くの新人が立候補し、当選した（女性議員が39人誕生し、新人議員が77%を占めた）³。この議会が新憲法案を審議した。

この戦後最初の衆院選に教員が多数当選した。当選した教員議員は、多くが新光倶楽部、日本民主党準備会、協同民主倶楽部に所属した。新光倶楽部と日本民主党準備会は1946年7月に合同して新政会を結成、同年9月に新政会は国民党と改称し、さらに47年3月に協同民主党（46年5月協同民主倶楽部が改称）と合同して国民協同党となった。したがって教員議員のほとんどがこの国民協同党に所属していた。

1947年4月、新憲法の施行の前に各選挙を実施することがGHQから指示されて、第23回衆議院議員総選挙（最初の国会議員選挙）、第1回参議院議員選挙、都道府県知事選挙をはじめとするいわゆる統一地方選挙が実施された。教員議員の多くは再選されず、国民協同党の教員議員は激減した。また、国民協同党が結成されていくプロセスで最初に新光倶楽部等に所属した教員議員の一部は民主党に参加していた。民主党は日本進歩党に無所属議員が加わって結成された保守政党で、分裂を繰り返しつつも、国民協同党とともに片山哲内閣・芦田均内閣の連立与党を構成、49年3月に分裂し、野党派が国民協同党等と合流して50年4月に国民民主党に、さらに52年2月に改進黨になった（連立派は50年3月に民主自由党に合流し、自由党を結成）。改進黨は54年11月には自由党を離党した鳩山一郎派と合流して日本民主党となり、55年には自由党と合流して自由民主党となる。

1947年4月の衆参両院の選挙では、全日本教員組合協議会（全教協）と教員組合全国連盟（教全連）の支援を受けた教員の当選が目立った。社会党の当選者の全員が全教協または教全連の支援を受けたが、全教協・教全連が支援した教員の当選者には社会党以外の政党に所属する議員や無所属議員も含まれる。

1949年1月に第24回衆議院議員総選挙が実施され、教員の議員はさらに減少したが、50年の第2回の参議院議員選挙では社会党所属の教員議員が多数誕生し、52年の第25回衆議院議員選挙でも社会党の教員議員が誕生した。

「教員」出身の議員であることは、厳密に定義して特定することは難しいが、ここでは、「教員」を、「公立学校教員の経歴をもち、かつその事実がその議員の主たる経歴と判断できる者」と一応定義し、衆議院・参議院編『議会制度百年史』の「衆議院議員名鑑」「貴族院・参議院議員名鑑」（各1990年）の各議員の経歴から拾い出し、次の表のように会派別に整理した（必要に応じて適宜別の資料等により経歴を確認した）。国民協同党や民主党など最終的に改進黨に統合される小会派の議員は「改進黨の系譜に属する会派の議員」にまとめた。当時は、当選してから所属会派を変更する、あるいは会派単位で合同または分裂するケースが多いので、以下の表では帝国議会・国会内の会派で所属を示す。

衆議院

	第22回総挙(46年4月10日)から第23回選挙まで	第23回選挙(47年5月20日)から第24回選挙まで	第24回選挙(49年1月23日)から第25回選挙まで	第25回選挙(52年10月1日)から第26回選挙(53年4月19日)まで
	第22回選挙直後の第90回帝国議会(臨時会)における主要会派 日本自由党 143人 日本進歩党 97人 日本社会党 95人 日本民主党準備会 33人 協同民主倶楽部 33人 無所属クラブ 29人 新光倶楽部 28人	第23回選挙直後の第1回国会(特別会)における主要会派 日本社会党 144人 民主党 132人 日本自由党 129人 国民協同党 31人	第24回選挙直後の第5回国会(特別会)における主要会派 民主自由党 269人 民主党 70人 日本社会党 48人 日本共産党 35人 国民協同党 14人	第25回選挙直後の第15回国会(特別会)における主要会派 自由党 242人 改進黨 89人 日本社会党(右) 60人 日本社会党(左) 56人
自由党の系譜に位置づく会派の議員 日本自由党→48年3月15日民主クラブ(旧民主党の一部)と合同して民主自由党→50年3月1日自由党→53年3月14日22人が離脱して院内団体を結成				
山田善三(福岡)	日本自由党			
圓谷光衛(福島)	日本自由党	日本自由党→民主自由党	民主自由党→自由党	
近藤鶴代(岡山)	無所属倶楽部→日本自由党	日本自由党→民主自由党	民主自由党→自由党	自由党
水谷昇(三重)	47年3月18日補選当選 日本自由党	日本自由党→民主自由党	民主自由党→自由党	自由党
奥村竹三(京都)		日本自由党→民主自由党		
大瀬久市(長崎)			民主自由党 49年4月10日死去	
木村文男(青森)				自由党
改進黨の系譜に位置づく会派の議員 民主党野党派: 日本進歩党→47年3月31日無所属議員等を加えて民主党結成→49年3月26日野党派と連立派に分裂(連立派は50年2月10日民主自由党に合流) 国民協同党: 46年7月19日新光倶楽部・日本民主党準備会等が合同して新政会結成、46年9月26日国民党と改称、47年3月8日協同民主党(5月25日協同倶楽部が改称)と合同して国民協同党結成→49年5月9日社会革新党・農民新党・公正倶楽部と合同して新政治協議会結成→50年2月16日新政治協議会から14人が離党して国民協同党結成 50年4月26日民主党野党派・国民協同党・新政治協議会が合同して国民民主党結成→52年2月11日無所属議員を加えて改進黨結成				
丸山修一郎(秋田)	新光倶楽部屋→新政会 →国民党→国民協同党 →無所属→民主党			
米山文子(山形)	日本民主党準備会→新政会 →国民党→国民協同党 →無所属→民主党			
大津桂一(茨城)	新光倶楽部→新政会→国民党 →国民協同党→無所属 →民主党			
池村平太郎(和歌山)	無所属→新光倶楽部→新政会 →無所属倶楽部→日本進歩党 →民主党			
伊藤幸太郎(和歌山)	日本民主党準備会 →新光倶楽部→新政会 →国民党→国民協同党 →無所属→民主党			

戦後教育改革期における教員の国政進出

仲子隆 (山口)	新光倶楽部→新政会→国民党 →国民協同党→無所属 →民主党			
大橋喜美 (宮崎)	協同民主倶楽部→協同民主党 →国民協同党→無所属 →民主党			
鈴木憲一 (神奈川)	新光倶楽部→新政会→国民党 →国民協同党			
野村ミス (新潟)	日本民主党準備会→新政会 →国民党→国民協同党			
中田榮太郎 (富山)	新光倶楽部→新政会→国民党 →国民協同党			
安藤はつ (長野)	新光倶楽部→新政会 →国民党→国民協同党			
越原はる (愛知)	協同民主倶楽部→協同民主党 →国民協同党			
久芳庄二郎 (山口)	新光倶楽部→新政会 →国民党→国民協同党			
鹿島透 (宮崎)	協同民主倶楽部→協同民主党 →国民協同党			
伊藤恭一 (岐阜)	新光倶楽部→新政会 →国民党→国民協同党 →無所属→民主党	民主党		
五坪茂雄 (石川)	日本民主党準備会→新政会 →日本進歩党→民主党	民主党		
久保孟夫 (長崎)	新光倶楽部→新政会 →国民党→国民協同党 →無所属→民主党	民主党 →日本国民党結成準備会 →新自由党準備会→新自由党		
西山富佐太 (岡山)	新光倶楽部→日本進歩党 →民主党	民主党		
豊澤豊雄 (香川)	新光倶楽部→新政会→国民党 →国民協同党	国民協同党		
野本品吉 (群馬)	新光倶楽部→新政会→国民党 →国民協同党	国民協同党		
大島多蔵 (佐賀)	新光倶楽部→新政会 →国民党→国民協同党	国民協同党		
今井耕 (滋賀)	日本民主党準備会 →協同民主倶楽部 →協同民主党 →国民協同党結成	国民協同党	国民協同党 →新政治協議会 →国民協同党 →国民民主党→改進黨	
平川篤雄 (広島)	協同民主倶楽部 →協同民主党 →国民協同党	48年4月4日補選当選 国民協同党	国民協同党 →新政治協議会 →国民協同党 →国民民主党→改進黨	改進黨
黒岩重治 (高知)		<全教協> 無所属倶楽部 →第一議員倶楽部 →国民協同党 →第一議員倶楽部		
小林信一 (山梨)			無所属→公正倶楽部 →新政治協議会 →国民民主党→無所属 →改進黨	
<p>社会党の系譜に位置づく会派の議員 51年10月26日16人が離脱して日本社会党（第二十三控室）を結成→第25回総選挙後日本社会党（左）と日本社会党（右）に分立</p>				

及川規 (岩手)	日本社会党			
山下ツ子 (熊本)	無所属→無所属倶楽部 →新政会→国民党 →日本社会党			
相馬助治 (栃木)		<全教協> 無所属倶楽部 →第一議員倶楽部		
野老誠 (千葉)		<全教協> 日本社会党 →社会党正統派議員団 →労働者農民党準備会 →労働者農民党		
田淵実夫 (広島)		<全教協> 日本社会党		
受田新吉 (山口)		<全教協> 無所属倶楽部 →第一議員倶楽部 →日本社会党	日本社会党	日本社会党 (右)
横路節雄 (北海道)				日本社会党 (左)
西村力弥 (山形)				日本社会党 (左)
加藤清二 (愛知)				日本社会党 (左)
辻原弘市 (和歌山)				日本社会党 (左)
小松幹 (大分)				日本社会党 (左)
川村継義 (熊本)				無所属倶楽部 →無所属会 ※第27回総選挙後日本 社会党会派に所属

(備考) 衆議院・参議院編『議会制度百年史』の「衆議院議員名鑑」「院内会派編 衆議院の部」(いずれも1990年刊)等により作成。〈全教協〉〈教全連〉は、それぞれ全教協または教全連の支援を受けたことを示す。

参議院

	第1回選挙(47年4月20日) から第2回選挙まで	第2回選挙(50年6月4日) から第3回選挙まで	第3回選挙(53年4月24日) から第4回選挙まで
	第1回選挙後の第1回国会(特別会)における主要会派	第2回選挙後の第8回国会(特別会)における主要会派	第3回選挙後の第16回国会(特別会)における主要会派
	緑風会 92人 日本社会党 47人 新政倶楽部 44人 民主党 42人 無所属懇談会 20人	自由党 77人 日本社会党 62人 緑風会 57人 国民民主党 30人 第一クラブ 14人	自由党 95人 緑風会 48人 日本社会党(左) 43人 日本社会党(右) 26人 改進黨 16人
改進黨の系譜に位置づく会派の議員 第1回国会では国民協同党の当選者は緑風会に所属、そのうちの7人で48年7月4日新政クラブ結成、50年3月13日新政クラブに無所属懇談会所属議員が合流して第三クラブ結成、50年5月2日民主党と第三クラブが合同して国民民主党結成、52年2月12日国民民主党の一部議員により民主クラブ、別の一部議員と第一クラブの一部議員により改進黨結成(民主クラブは所属議員が自由党等に移って53年5月17日解散)			
三好始(香川)	緑風会→新政クラブ結成→第三クラブ結成→国民民主党 →改進黨		
鈴木憲一(神奈川、3年任期) ※衆議院議員からの鞍替え	<教全連> 緑風会→新政クラブ →第三クラブ→国民民主党		

戦後教育改革期における教員の国政進出

仲子隆(山口、3年任期、全国区) ※衆議院議員からの鞍替え	民主党→国民民主党		
藤田芳雄(新潟、3年任期)	<全教協> 無所属懇談会→無所属 →無所属倶楽部→第三クラブ		
社会党の系譜に位置づく会派の議員 51年11月16日日本社会党(左)と日本社会党(右)に分裂			
河野正夫 (東京、3年任期、全国区)	<教全連> 緑風会→日本社会党		
若木勝蔵(北海道、3年任期)	<全教協> 無所属懇談会→無所属 →無所属倶楽部→日本社会党	日本社会党→日本社会党(左)	
梅津錦一(群馬)	<全教協> 日本社会党→日本社会党(左)		
小笠原二三男(岩手、全国区)		日本社会党→日本社会党(左)	
高田なほ子(東京、全国区)		日本社会党→日本社会党(左)	
荒木正三郎(大阪、全国区)		日本社会党→日本社会党(左)	
矢島三義(熊本、全国区)		第一クラブ→日本社会党(左)	
相馬助治(栃木) ※衆議院議員からの鞍替え		日本社会党→日本社会党(右)	
成瀬幡治(愛知)		日本社会党→日本社会党(左)	
森崎隆(香川)		日本社会党→日本社会党(左)	
岡三郎(神奈川)			日本社会党(左)
秋山長造(岡山)			日本社会党(左)
湯山勇(愛媛)			日本社会党(左)
加瀬完(千葉)			無所属クラブ (→54年11月29日日本社会党(左))
日本共産党の系譜に位置づく会派の議員			
岩間正男(東京、全国区)	<全教協> 無所属懇談会→日本共産党		
緑風会または無所属会派の議員			
安部定(大分、3年任期、全国区)	<教全連> 緑風会		
矢野西雄 (福岡、3年任期、全国区)	緑風会		
野本品吉(群馬) ※衆議院議員から鞍替え			純無所属クラブ→緑風会

(備考) 衆議院・参議院編『議会制度百年史』の「貴族院・参議院議員名鑑」「院内会派編 貴族院・参議院の部」(いずれも1990年刊)等により作成。〈全教協〉〈教全連〉は、それぞれ全教協または教全連の支援を受けたことを示す。参議院には「自由党の系譜に位置づく会派の議員」を見出すことができなかった。

この表から、教員出身の議員は、衆議院の場合は、1946年4月の選挙で多数当選し、その大半が民主党や国民協同党に所属していたこと、そのほとんどが47年または49年の選挙で姿を消したこと、社会党所属の議員は47年の選挙で増えて49年の選挙で減り、52年の選挙で増えたこと、日本自由党・民主自由党・自由党所属の議員は毎回の選挙で3人程度当選していたこと、参議院の場合はほとんどが社会党所属で、50年の選挙以降顕著に人数が増えていったことが読み取れる。戦後初期から一貫して

国会に多くの教員議員が存在していたことになるが、その政治的な立ち位置やその分布には大きな変化があったということになる。その事情を、各都道府県の教職員組合の沿革史⁴の記述から探っていくことにしたい。

2. 各都道府県教職員組合沿革史からみた各国政選挙および教委選挙の状況

1946年4月衆議院議員選挙

前述したとおり、大政翼賛会関係者などが公職追放処分を受けた直後の選挙であり、新人が多く立候補し、当選した。その中に教員出身者が多く含まれていた。しかし、この時にはまだ都道府県の教職員組合が十分に結成、組織されていなかったため、各都道府県教職員組合の沿革史にこのときの選挙にかかわる記述は乏しい。記述があるいくつかの都道府県の例をとりあげる。

群馬県では野本品吉が2位に大差をつけてトップ当選した。その経緯について、「群馬県では教育の民主化、教員の経済生活の向上をはかるため、教育界代表として野本品吉が教育行政者や一部校長等によってえられたのである。二十一年になると校長会有志が先頭になって教員有志という立場で野本氏の推薦を各都市段階で行なっていた。組合は教員の組織体であったから、校長有志推薦、教員有志推薦は即組合推薦となって選挙運動組織結成が都市教員組合結成となって全県下に広がっていったのである。」と説明されている(237頁)。

富山県では中田榮太郎(神通中学校長、無所属)がトップ当選した。「政治的閱歴なき中田榮太郎の最高点当選は、県下政界に異常なシヨツクを与えた。そして、その当選は、長い教育生活の間に指導した多数の子弟の支援にもよるが、結成直後の教職員組合の選挙運動の功がはるかに大であると見られ、早くも政界に対する、侮り難い新興勢力と目されたのであった。」(11頁)とある。

岐阜県では1946年1月から郡市代表政治教育委員会が9回開かれ、京町国民学校長伊藤恭一を推薦することを決定した。推薦母体は岐阜県教職員連盟であるが、この団体は国民学校長・中等学校長を中心とした団体で、必ずしも全教員を代表したものではないとされる(31頁)。伊藤はトップ当選した。

岡山県では、「神聖な児童教育にあたる教職員が生活のために十分能力を発揮できないばかりでなく、児童とともに教職員までが食のために学校を休まねばならぬといふやうな事態はまことに遺憾の極みである。われわれは今日こそ教育界に横た〔は〕る明朗な気持で新日本建設に邁進せねばならぬと思ふ、そこで全職員一丸となつ〔て〕右改革案をじつ現させるため教員組合を組織した次第で、代議士もわれわれ現職の教員中から選出せねばならぬと思ふ、またこの組合は当然県下の国民学校職員を全部包含するところまで発展せねばならぬし物資の共同購入は消費組合にもり立てることになる。」(25～26頁)と『合同新聞』の取材に対して述べていた西山富佐太(内山下国民学校長)自身が無所属、県連合教組推薦で立候補してトップ当選した。

上記の4例では、校長主導で教職員組合が組織化されていく過程にあつて、組合の組織化と選挙運動とが重層するような形で全県的な選挙運動が行われたことがうかがえる。また、この選挙は、ほとんどの府県で1府県1区の大選挙区制が採用され(7都道府県で2区に分割)、しかも2名連記による投票であった。広域で集票できる教員候補が選挙戦を有利に戦えたことが、組合結成のエネルギーに加えてトップ当選の理由として考えられる。

1947年4月衆参両院議員選挙・統一地方選挙

1947年5月の改正憲法施行を目前にして国政選挙と地方の首長・議員の選挙が同年4月に行われた。同年6月に合同する前の全日本教員組合協議会（全教協）と教員組合全国連盟（教全連）がそれぞれ衆参両院選挙に取り組んだ。全教協は衆院選で相馬助治（栃木県）、野老誠（千葉県）、田淵実夫（広島県）、受田新吉（山口県）、黒岩重治（高知県）、参院選で岩間正男（全国区）、若木勝三（北海道）、梅津錦一（群馬県）、藤田芳雄（新潟県）を、教全連は参議院選挙で河野正夫（全国区）、鈴木憲一（神奈川県）、安部定（大分県）を当選させた。参議院選挙の全国区は全教協と教全連のそれぞれの加盟組合が支援した。

各都道府県教組の選挙への取り組みの様子は、次のとおりであった。

宮城県では参院選全国区で岩間を支援し、8,355人の組合員が19,726票を獲得した。県議選では4人を当選させた（90頁）。

群馬県では参議院選挙に関しては、地方区は官公労関係で協議した結果教組前委員長の梅津が候補となって社会党から出馬、全国区は岩間を支援した（239頁）。知事選では教組は北村委員長を擁立したものの、共産党も支援する北村をさらって社会党が別の候補を立てたため、分裂選挙となって保守候補が当選した（239～240頁）。県議選は高崎市で1人当選した（141頁）。

千葉県では委員長の野老誠を衆院選で当選させ、県議会に4人、市町村議会に多数を当選させた。「教員がメガホンを持って街頭演説をしたのは、この時を以て最初とする」（96頁）。

東京都では、都議4人、区議48人を当選させた（165頁）。

神奈川県では、「県教組は鈴木を全国区から神奈川地方区に移して擁立し、全国区の教全連河野委員長と一体のたたかいを展開した結果、その当選を果たした」（103頁）。鈴木は、衆院では国民協同党に属していたが、参院では緑風会に入った。

新潟県では、新潟県国民学校教員組合が組織的に取り組んだ（311頁）。「此の時の選挙運動は、我々公務員にも制限がなく、自由に応援演説も、呼号も出来た」。「朝六時から夜十一時まで、スピーカーのかなり声と候補者名を呼ぶメガホンとの大旋風であった」。藤田芳雄が当選し、県議選では刈羽の石黒が1位当選、市町村で約80議席を獲得した（312頁）。

富山県では、知事選に県教組が加藤滝二（内政部長）、自由党・民主党が元内務次官館哲二、社会党が大井義昌を擁立し、館が当選した（26頁）。「知事選挙の苦杯、保守政党の教組への圧力があるので、推せん母体となることを回避する空気が強く、結局支持にとどまった。その結果、富山1区に出た中田榮太郎（国民協同党）は次点（4位）に終わった。（29頁）

三重県では、参院選地方区に三重県教職員組合連合（三教連）の初代委員長の近藤寿を推薦、「三教連は四月早々から選挙戦にとりかかり、各単産に近藤寿の遊説予定表を配布し、会場設定や組合員による応援弁士の確保を指示するなど必勝を期して取り組んだが、近藤は次点となった。」（17頁）

島根県では、46年衆院選では教育会の役員層と教員組合の役員層が主導して新日本教育同志会を結成、井上赳（元文部官僚）を推薦して当選させたが、47年衆院選に新日本教育同志会は再び井上を擁立、多くの教員組合員が革新候補を支持し、井上は落選した（36～37頁）。

岡山県では、県教組は知事選挙には不参加、参院選は全国区の岩間正男の票固めのみ、衆議院の現職西山は第一区で民主党から出馬し、4位で当選した。県議選には、教組は10人の候補を立てて6人を当選させた。「ただ組合員であるということで支部から推薦の要請が上がり、県教組はそのすべてを認めたにすぎず、実際の運動は各支部ごとに行われたのである。六人のうち社会党と国協党が各一人ずつ後はすべて無所属であり、県教組議員団を形成できるような条件はまったくなかった」(90～94頁)。

鹿児島県では、県知事選には現職重成(自由党)を推薦し、社会党候補の福原については「一顧だに与え」なかった。衆院第一区に元文部省督学官神野伝蔵、第二区に県連副組合長宮下一男(民主党)を擁立したが落選した。参院選では全国区河野正夫(教全連)を推薦。県連の選挙指令を受けて「はじめてメガホンを持った国民学校、青年学校の教員が多くの圧迫干渉をはね返しての本格的な活躍はまことにめざましかった」。県議選では現職教員2人が当選した(35～39頁)。

以上のように、選挙「闘争」に積極的に取り組んだところとそうでないところがあり、また国政選挙と地方選挙のどちらかに重点を置いたところもあった。また全体としては前年の選挙で当選した国民協同党や民主党に所属していた教員出身議員の多くが47年の選挙には立候補しなかったか、あるいは落選した。ただし、教員議員の社会党色がいきなり強まったわけではなかった。全教協が擁立して当選した衆議院議員5人のうち選挙後の国会で最初から社会党会派に所属したのは野老と田淵の2人だけ、全教協と教全連が擁立して当選した参議院議員7人のうち最初から社会党会派に所属したのは梅津の1人だけだった。

新潟県では教員の選挙運動に干渉がなかったとあるが、富山県では、選挙後、校長・教諭合せて86人が取調べを受け、「金銭收受関係は、選挙実費か、報酬かについて問題とされ」、24人が有罪となった(懲役6ヵ月3人など)(26頁)。また鹿児島県では、『西日本新聞』に聯合教員組合・県教育会・師範卒業生鶴嶺会の連名で、選挙に臨む一般的な姿勢を「選挙対策声明書」として発表した(4月1日)ところ、社会党鹿児島支部連合会・国民協同党鹿児島県支部・県下有権者有志が、「県下各地に於て鹿児島県聯合教員組合員の一部の執れる行動に或は学童を利用し或は部落常会等の席上に於て選挙啓蒙運動に名をかり特定候補者の為にする明かに法の禁止する行為を敢行しつつあるやの疑の濃厚なるは甚だ遺憾とする所である。」と批判する「共同声明」を発表した(4月3日)。聯合教員組合等は疑惑を否定する声明を改めて発表した(4月4日)が、「学童使用」の件は鹿児島市内の「某訓導」に嫌疑がかけられて警察が調査に乗り出したという(35～39頁)。この鹿児島の場合は、教組と社会党が敵対的な関係にあった。

1947年4月といえば小中学校の新学制が発足したタイミングである。国民学校と青年学校から中学校に教員を捻出するとともに、教科書の配給が間に合わず、直前に公表された学習指導要領に基づく教育課程を地域、学校で、あるいは教員ごとに編成しなければならなかった時期に、地方の首長(4月5日投票)、参議院議員(20日)、衆議院議員(4月25日)、地方の議員(30日)の選挙運動に集団で奔走する教員の姿はなかなか想像しにくい。しかし、都道府県教職員組合の沿革史においては、新学制発足のことよりも選挙「闘争」の方の記載が目立つ。

1948年10月教育委員選挙

公務員の労働基本権の制限を定めたいいわゆる政令201号が公布された1948年7月31日、日教組は

「非常事態宣言」を発した。その中の6項目の具体的な方針の5番目に「われわれは来るべき総選挙こそ問題解決の鍵であることを確信し、真の勤労大衆の意志を反映する民主的議員の選出のため、ただちに強力な選挙闘争を全人民とともに開始する。」が盛り込まれた。さらに8月2日、中央執行委員会は荒木委員長の名前で「組織防衛、既得権確保闘争指令」を発した。7項目中の5番目が「選挙闘争を早急に展開せよ。」であった⁵。直接的には衆院選に向けての体制づくりを指示したものはあるが、宣言直後に実施された教育委員選挙でも組織的に強力に取り組んだところが多かった。ただし、山形県、神奈川県など一部の都道府県では、教員が教育委員になることを禁止しようと、GHQ（軍政部）が介入、干渉して候補を出すことを断念した。

1948年10月、すべての都道府県と五大市の教育委員会とごく一部の一般の市町村の教育委員の選挙が行われた。教職員組合の推薦候補の当選は全国で80人だった⁶。最初の選挙だったので、都道府県教委の場合は、4年委員3人と2年委員3人の6人（市町村教委は4人）が選出された。したがって46都道府県の定数の合計は276人である（五大市を加えると296人）。80人には五大市の当選者も含まれるので、おおむね3割弱の教育委員が教組推薦者であったことになる。

とくに石川県の沿革史には注目すべき記載がある。同県では「組合推せんの名は圧倒的な強さを持って当選」した。「運動員となった教師たちがメガホンを口にあてて夜となく昼となく遊説に廻ったり、あらゆる会合を通して積極的に支持を訴えたこと、習字の時間に教育委員の候補者の名前を書いて子供たちに家へ持って帰らせたというエピソードが残っているほどであるからいかに運動が熱心であったかがわかる」という（175頁）。習字で候補者の名前を書かせた例は、岡山県で1946年衆院選の時にもみられた。「学校によっては熱意のあまり全教員の連名で「お子さんのために一票を」というビラを作成して父兄に配布するなどはまだ初歩的で、手のこんだケースとしては学用品の配給を口実に父兄を学校へ集めて投票を依頼したり、果ては習字の時間に児童に「西山富佐太」と書かせて持ち帰らせるなど、死にもの狂いの活動が行われたのである。しかし、決め手になったのは日頃から顔なじみの教員が、放課後メガホンを持っていっせいに街頭へ飛び出し連日にわたって「西山富佐太をよろしく」と呼びかけた正攻法の運動であった」（57～58頁）と記録されている。各都道府県教組は、選挙の方法について相互に情報交換し、有効な方法を真似て採用していたのではないかと推測される。

石川県では教組推薦の候補者2人が圧勝したが、そのことについての10月6日の新聞記事（氏名不記載）の解説が紹介されている。次のとおりである（176～177頁）。

その原因は一般の空気が教育委員は視野の広い教育界以外の方がよいといわれたにもかかわらず『教育は教育家に』という観念にとらわれていたことと、小さな村にも十数人はいる現職教員が真剣に動いたことである。県下六千余人の教員はなにもものよりもまさる選挙網であり、運動の手足となって県下のすみずみまで行きとどいた。また父兄は児童を通して支持して行った〔。〕両氏を推せんした教員組合はきわめて組織的に動き、学校で運動会を開いて父兄を集めて支持を求めるなど、同志を当選させようとする熱烈な教員の意志に貫ぬかれて展開された。（略）開票後の政党人の感想は教組に敗北したことの一つわらぬ告白である。

どの地域にも組織があり、地域の保護者（＝有権者）に影響力をもつ教員とその組合が選挙に強かったことが具体的に説明されている。

1949年1月衆議院議員選挙

芦田均内閣が昭電疑獄事件により総辞職した。代って登場した第2次吉田茂内閣は民主自由党による少数単独内閣であった。衆議院が48年12月に解散されて49年1月に選挙が行われた。芦田内閣の与党だった社会党、民主党、国民協同党はいずれも議席を大きく減らし、民主自由党が単独過半数を確保する一方、共産党も35議席を獲得した。

日教組はこの選挙で、横路節雄（社会党、北海道）、小笠原二三男（社会党、岩手県）、野老誠（労働者農民党、千葉県）、星名芳雄（労働者農民党、新潟県）、小林信一（無所属、山梨県）、杉原一雄（社会党、富山県）、高松利生（無所属、奈良県）、受田新吉（社会党、山口県）、相馬助治（無所属、愛媛県）の9人を推薦した⁷が、当選者は小林と受田の2人にとどまった⁸。日教組非推薦の教員出身議員としては今井耕（国民協同党、滋賀県）と平川敦雄（国民協同党、広島県）も当選したが、全体として教員出身議員は激減した。

落選が多かったためか、都道府県教組の沿革史のこの選挙に関する記述は乏しいが、岡山県では社会党支持に向っていった県教組の動向が描かれている。現職の西山富佐太（民主）は、第一区で10位で落選した。県教組は形式的に推薦したのみで、「たとえ組織内出身とはいえ保守党に所属する候補者のために選挙戦をたたかうことを許さなくなった」（151頁）という。西山は日教組の推薦候補者にも含まれていない。

ただし、日教組の推薦候補9人のうち3人は無所属であった。推薦されて当選した無所属の小林は改進黨に所属することになる（さらにそのちに社会党の議員となる）。教員出身議員はしだいに日教組に結集していくが、政治的立場を必ずしも社会党に一本化したわけではなかった。

1950年6月参議院議員選挙

この選挙から参院選は半数改選となる。日教組は全国区に荒木正三郎、高田なほ子、小笠原二三男、河野正夫、矢島三義の5人、地方区に若木勝蔵（北海道）、相馬助治（栃木県）、成瀬幡治（愛知県）、藤田芳男（新潟県）、森崎隆（香川県）、田村幸彦（高知県）を擁立した。このうち全国区で荒木、小笠原、高田、矢島の4人、地方区で若木、相馬、成瀬、森崎の4人の合計8人が当選した。矢島は、無所属で当選したが、のちに社会党に入った。矢島を含む8人の社会党議員のうち相馬以外の7人は左派である。

北海道では、教組が若木を擁立することを決めたものの、社会党の道連が若木を公認しなかったため、道教組が社会党本部に交渉して公認を得た（349～350頁）。「これに呼応して全道各支部、学校班もまた、連日会議を招集して票獲得の方法を信じ、とくに一般の大衆に対する啓蒙活動は誠に北教組の独だん上とでも云ふべき激裂なものであった。各支部選対で直接選挙活動をした組合員は、帰途、自ら作ったメガホンで自宅までの途を若木勝蔵の名をどなりながら歩くという姿は全道いたるところの街中で見られた」（354頁）。身内から候補者を出したことから、必死の選挙運動を展開したらしいことがうかがえる。

新潟県でも同様のことが起っていた。新教組は藤田推薦を決定したものの、社会党は清沢俊英を公認した。保守の北村が 241 千票、社会党の清沢が 224 千票で当選、藤田は 116 千票で 3 位に終わった (118 ~ 121 頁)。清沢と藤田のどちらかに一本化すれば勝てた選挙であった。教組には、分裂選挙になっても自前で議員を出したいという熱意があったと思われる。

岡山県では、社会党県連から江田三郎への支援を求められていたが、「まだまだ当時の県教組内部の大勢は、組織内候補でない特定政党に所属する候補者を簡単に推薦できるような空気ではなかった」(214 頁)ため、中央委員会では特定候補を推さないことを決定しつつ、内部の「指導」では江田支持の意向を流した (214 ~ 215 頁)。「なぜ教組は社会党なのか」という疑問を抱く組合員も少なくなかったであろうし、それ以上に「われわれの代表を教組の決定に従って推す」のであり、社会党の選挙運動に協力することを自覚しないで飛びまわっている組合員が大部分ではなかったろうか」(216 ~ 217 頁)と分析されている。

日教組推薦の全国区候補の支援は、都道府県単位に割り当てられていた。山形県は小笠原、千葉県は高田、静岡県は高田、河野、島根県・岡山県は荒木、高田、福岡県は矢島、鹿児島県は矢島と小笠原、といった具合であった。岡山県では荒木と高田が重点候補で、江田郡では組合員 1 人平均 8 票、都窪・後月郡では 7 票を集めた (215 頁)。鹿児島県では、「斗いの方法は①メガホン隊にかわる街頭演説隊を組織し自転車に荷物台に「矢嶋、佐多参議院候補街頭演説班」というノボリをつけて町かどで、畑で働く町民、農民によびかけること②いわゆるしんとう作戦、の二本立で、「地方区には次の大蔵大臣佐多、全国区には、教育を守る矢嶋、小笠原を」と広く県民によびかけた。」「若い先生達が、サンドイツチマンさながら、野球選手の服装でヤジマと胸に〔と〕背に看板をさげて、街道をあるいた。肝属郡、曾於郡、鹿屋市の教組 (3,500 人) は岩手の小笠原二三男を支持。県内の得票は熊本県教組委員長矢嶋が 22,131 票、小笠原が 11,658 票だった。「全く驚異的な得票数であつたし、組織なればこそである」(121 ~ 123 頁)と成果を高く評価している。熊本県教組の矢嶋とは異なり岩手県教組の小笠原は、鹿児島県の大隅半島の人々にはほとんど知られていなかったはずであり、それでも短期間の選挙運動で 1 万票を超える票を集めてしまったのである。岡山県で組合員 1 人が 7 ~ 8 票を獲得した事例も同様であるが、本格的に動いた場合の教組の集票力がこの数字に表れている。

1950 年 11 月教育委員選挙

半数改選の選挙が実施された。市町村教委の委員の選挙は延期され、ほとんどが都道府県と五大市の教委の委員の選挙であった。都道府県各 3 人、合計 138 人、五大市各 2 人、合計 10 人が定数であった。教組が推薦した候補のうち 64 人が当選した。全体の 46% が教組の推薦者であった。神奈川県などでは軍政部の介入により、候補者の擁立を断念した。

山形県では 3 人を立てて 2 人が当選した。女性教員の奮闘ぶりを報じた南村山支部『婦人部報』第 3 号 (11 月 7 日) の記事から次の文が引用されている (279 ~ 280 頁)。

放課後直ちにメガホンをもち、夜おそくまで叫んで下さる女の先生をみて感激の涙が思わず流れることもあり、私も負けないぞ……勇気づけられることが度々ございますが、一方無関心な方も案外多い

のにおどろくのでございます。組合タイプとか、得手な人とか、物好きとかいって冷笑している人こそ打算的であり、利己主義的であり、虚無主義者であると思うのでございます。

各都道府県では有利な選挙を展開することができたが、新潟県では「学閥的対立」がからんで候補を絞れず、結局誰も推薦・支持をすることができなかった(131～134頁)。兵庫県では、御影師範出身、姫路師範出身、高教組の各派閥が推薦を争って分裂気味の選挙となった。推薦の3人はいずれも当選したが、うち1人は自由党の推薦を受諾していた(126～130頁)。岡山県では3人を推薦して地域を割って選挙戦を展開した。3人のうちの1人は民主党から衆院選に出て落選した西山であった(229～231頁)。鹿児島県では、当選したら教職を離れなければならず、教育委員では生活できないため、組織から候補を出せず、質問に対する回答を検討して3人を推薦し、「メガホン、街道〔頭〕演説、しんとう作戦による選挙運動を展開した。無名の佐枝が前県法務部長に4万票も引き離して当選したのをはじめ、3人とも当選した。青年団・婦人会の協力を得て投票率が前回より13ポイント増えたという(118頁)。

1951年4月統一地方選挙

この選挙でも各都道府県教組はそれぞれの事情に応じて、身内から候補を立てたり、広く候補者を推薦、支援して議会に理解者、協力者を増やしたり、さまざまな対応がみられた。たとえば、宮城県では、県議選に11人を立てて10人を当選させた(無所属5人、社会党4人、自由党1人)(309頁)。富山県では、教育に対する理解ある全議員を支援した。社会党の当選はわずか1人であったが、「選挙戦に対する一見無為に見えるこの対策は、効果をあげ、その後1ヶ年を通じて、対県議会交渉は比較的円滑に展開することができた(182頁)」という。また三重県では、単組(各労組)の推薦者20人を三教組推薦候補とし、15人を当選させた(112～113頁)。

この選挙に関しては、教組の政治的な活動に対する制約、攻撃やそれに対する対応についての記述が目立っている。詳細は次の項で論じるが、ここではとりあえず各教組の状況についてみておくことにしたい。

北海道では、1951年2月には北海道政治研究会を結成し、団体等規正令に基づいて札幌市に届け出た。目的は「内外の政治的情勢を調査研究し、われわれの政治的見解を明らかにすると共にその地位の向上を期する」こととされた。北教組は「組合員全員が自由意志によつて加入する」ことを満場一致で決定した(547頁)。また北教組自身も同年4月3日に団体等規正令に基づいて「北海道教職員組合」という政治団体の結成を届け出た。目的は「昭和二十六年四月二三日施行の市町村長、市町村議会議員並びに四月三〇日施行の知事、道議会議員選挙に別紙の候補を推薦するため」とされている。このように万全の体制で臨んだはずであったが、選挙終了直後から組合員が公職選挙法・政治資金規正法違反で逮捕されたり家宅捜索を受けたりしはじめ、逮捕拘留者が100人を超える大選挙違反事件に発展した。最終的に北教組と同小樽支部の2つの団体と組合の役員(小林委員長以下15人)が起訴され、最高裁まで争ったが、57年に全員無罪となって裁判闘争が終了した⁹。なお、北教組委員長小林武は53年から日教組委員長となった。

宮城県では、県選挙管理委員会の許可のもとに「地方選挙の手引き」を作成した。「この手引きは「教職員も選挙運動は出来る」一悪質デマを粉碎せよ」という大見出しで組合員の奮起を促し、教職員につ

いては「何れの地域にあっても自由な行為」として演説、連呼、文書または戸外路上の勧誘、休暇をとった期間の運動などかなりの範囲においてできる運動を列記していた。これは地公法制定に伴うデマに対する回答であるとともに、宮教組のこの選挙にかける期待の大きさを示すものでもあった」（308～309頁）。

岡山県では、厚生省公衆衛生局長の三木行治を推薦し、当選させた。その三木候補の選挙運動を行った県教組執行委員日下泰之の回想が紹介されている（258頁）。

県北での三木さんは、まったく無名だった。ところが『ふるさとの山にむかいていうことなし』にはじまる三木さんの街頭演説は大いに受けて、尻上がりになり盛り上がってきた。現場の先生も後半戦に入ってから動き出し、自転車に三木行治の旗を立て、メガホンで叫びはじめた。これが大いに効いたことが、後の政治活動禁止につながったのではないかと思う。

また、県会で自由党議員による県教組（の平和運動など）への批判が活発化した。「これら一連の発言を通じて明らかになったことは、県教組が自由党県議団から「最強の敵」として意識されはじめたという事実であった」（268～271頁）と指摘されている。

鹿児島県では、県知事選は現職の重成を支持。県議会は党派対立がクリアではなく、全体として清新クラブや社会党を中心にして県議会対策を組み立てていたが、組織出身者を送り込むことになった。県議選挙は1人を公認、23人を推薦した。公認候補は、地公法施行により勤務校の市町村内の選挙活動ができなくなったことなどにより落選。「メガホン戦、街頭演説戦も町村交替して行われ、その時間、労働のロスは大変なものであったが、真剣にそしてしつように闘いが進められた」（129～132頁）

選挙の方法自体はそれ以前と変わらず、かなり派手で目立つやり方がとられていたようであるが、一方で攻撃やそれに対する警戒の記述が散見されるようになっている。政府や自由党が教職員組合の政治活動（選挙運動）を制約する方向でさまざまなことが行われてきた結果である。そして教職員組合としても自らを政治団体化するという形で積極的に対応、応戦していくことになる。

3. 日教組・各都道府県教組の政治団体化

政治資金規正法に基づく政治団体の届出

1948年7月29日に政治資金規正法が公布された。この法律は「政党、協会その他の団体及び公職の候補者等の政治活動の公明を図り、選挙の公正を確保し、以て民主政治の健全な発達に寄与すること」（第一条）を目的とし、政治団体を「政党」と「協会その他の団体」に区分し、「政党」は「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを本来の目的とする団体」（第二条第一項）、「協会その他の団体」は「政党以外の団体で政治上の主義若しくは施策を支持し、若しくはこれに反対〔中略〕する目的を有するもの」（第二条第二項）と規定した。「協会その他の団体」は、本来の目的が政治以外のものである団体が「政治上の主義若しくは施策を支持し、若しくはこれに反対」することを目的に加えることを想定している。実際に、「協会その他の団体」には経済団体や労働組合が名前を連ねている。

同法第八条には「政党、協会その他の団体は、第六条又は前条の規定による届出がなされた後でな

ければ、公職の候補者の推薦、支持又は反対その他の政治活動のために、いかなる名義を以てするを問はず、寄附を受け、又は支出をすることができない。」とある。第六条は「政党、協会その他の団体」は代表者または主幹者と会計責任者を選挙管理委員会に届け出ること、第七条は第六条による届出内容に変更があった場合にそれを届け出ること義務づけた条文である。費用の支出を伴う選挙運動を実施するためには政治資金規正法による「政党、協会その他の団体」の届出をする必要があったのである。

「政党、協会その他の団体」は収支報告書を市町村、都道府県または全国選挙管理委員会に届けることになっていた。全国選挙管理委員会は、届出があった団体の収支についてその概要を『官報』で告示した。日教組がはじめて全国選挙管理委員会告示に登場したのは次のとおりである。

1950年10月10日 告示第20号 政治資金規正法第十七条による報告書の要旨

「寄附及び収入又は寄附の総額」1,100,000円

「報告書受理年月日」6月19日

1950年11月10日 告示第21号 政治資金規正法第十三条および第十八条による報告書の要旨

「寄附及び収入又は寄附の総額」1,100,000円

「報告書受理年月日」5月30日

1950年11月21日 告示第22号 政治資金規正法第十三条および第十八条による報告書の要旨

「寄附及び収入又は寄附の総額」1,100,000円

「報告書受理年月日」6月19日

11月10日の告示は1950年6月4日に執行された参議院議員選挙の期日の告示前後から5月28日までの分、11月21日の告示は5月29日から6月19日までの分、政治資金規正法第十三条は選挙に際してなされた収支の報告書を提出することを定めた条である。最初の10月10日の告示は、第十七条の規定に基づいて解散したときに提出した報告書の要旨である。5月4日から6月5日まで支出1,100,000円、届出日6月19日と記載されている。11月10日と21日の告示の期間の途中から途中まで、金額も合計2,200,000円の半額である。この期間の設定の仕方とその金額については事情が不明であるが、50年6月の参議院選挙が終わってから、同月19日に解散したものと考えられる。日教組が支出した政治資金の金額は、自由党本部、日本共産党に次いで多く、経済団体、労働組合、個人後援会などの他の協会その他の団体と比べて突出して多い。

なお、10月10日の告示には東京都教職員組合、11月10日と21日の告示には大阪教職員組合と東京都教職員組合の報告書の要旨が掲載されており、また同年6月12日の全国選挙管理委員会告示第八号には東京都教職員組合の報告書も掲載されている。東京都と大阪府の教職員組合だけの報告書の要旨が全国選挙管理委員会から告示された事情はわからない。

前述したとおり、1949年1月の衆院選の際には、『教育新報』（日教組発行）は、各県教組が推薦した候補9人の簡単な紹介記事を掲載し（1月16日）、選挙後に受田新吉（山口県、社会党）と小林新一（山梨県、無所属）が当選したことを報じた（2月6日）。選挙に関する報道はこれだけで、とくに選挙情勢を伝えて組合員を選挙運動に動員するような記事は掲載していない。ところが、1950年6月の参

院選のときは、5月18、22、25、6月1日の『教育新聞』（日教組発行）の1面に候補者の顔写真を並べ、「全組合員に訴える」「全組織をあげて闘え」といった檄文が掲載されており、全国区4人・地方区4人を当選させた（社会党7人、無所属1人）。

選挙に対する取り組み方のこの大きな変化は、50年の参議院議員選挙にあたり日教組が政治資金規正法に基づく政治団体（協会その他の団体）の届出を行ったことによるものと推測される。届出を行ったことで、日教組は公然と選挙運動を行うようになった。

団体等規正令に基づく政治団体の届出

1950年12月、地方公務員法が成立し、公布された。この法律によって都道府県の教員組合は各都道府県の職員団体という法的位置づけを与えられた¹⁰。そして都道府県の職員団体の連合体である日教組は任意団体となった¹¹。

ところで、地方公務員法の国会での審議で最大の問題となったのが公務員の政治活動の制限に関する条項であった。原案では「職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の政府を支持し又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人は事件を支持し又は反対する目的をもって左に掲げる政治的行為をしてはならない。」（第三十三条第2項）¹²と定め、例外なく政治的行為をすべて禁止としていたが、参議院の審議で、教員以外は属する地方公共団体の区域、教員は学校の設置者たる地方公共団体の区域（5大市は区）以外では制限しないとする民主党や緑風会の修正案を自由党と社会党が受け入れて成立した。

すでに1950年4月15日公布の公職選挙法にも「教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。」と定められており、この公職選挙法に加えて地方公務員法でも政治活動が制約されることになった。

政治活動の制約への対応と推測されるが、1951年5月に日教組は団体等規正令（1949年4月4日政令第64号）に基づく届出を行って、常設の政治団体（政党）の法的地位を得た¹³。団体の名称は「政治団体日本教職員組合」である。今回は、任意団体日教組とは別に「政治団体日本教職員組合」を結成したので、この政治団体としての日教組は政治活動を目的とする団体、つまり政党である。同令の第六条では「その目的又は行為が左の各号の一に該当する政党、協会その他の団体については、当該団体の代表者又は主幹者は、第七条の規定によつて届出をしなければならない」と定め、「左の各号」には「一 公職の候補者を推薦し、又は支持すること。」「二 政府又は地方公共団体の政策に影響を与える行為をすること。」などが挙げられている。

1951年4月には2回目の統一地方選挙が実施された。日教組が政治結社（政党）の届出を行ったのはその直後ということになる。この選挙では、前述したとおり、団体等規正令に基づく政治団体の届出を行っていた北海道教職員組合が100人以上の逮捕者を出し、15人が起訴されるという、組合側からみれば「弾圧」事件が起こっていた。万全の備えではないとしても、日教組としても団体等規正令による届出が必要と判断したものと推測される。

日本教職員政治連盟（日政連）の誕生

1952年の第13回国会の7月4日の衆議院文部委員会で、市町村教委の設置をさらに1年延期する趣旨の教育委員会法の一部改正法案が自由党の反対で否決された（政府提出法案を与党が否決）。日教組はこの自由党の動きに強く反発した。市町村に教育委員会が設置されれば、①小中学校教員の任命権者である市町村教育委員会が地域の保守的な「ボス」に支配されてしまううえに、②日教組が市町村単位の組織に細分化されてしまう、ということが強く懸念されたためである。自由党は日教組対策としての効果を狙って、参議院では賛成したこの法案に衆議院で反対することにしたものとみられたから、自由党と日教組との対立もまた極点に達した感があった。

ただ、上記の②に関しては、組織を市町村単位の細分化する必要がないとの法律解釈を文部省が7月11日に通牒をもって示した¹⁴ことで、日教組側の危機感は多少緩和された。しかし、①のことだけでも日教組は深刻な危機と認識し、9月の新学期が始まってからの一斉の「賜暇」（ストライキ）を含めた闘争方針を検討しつつ、近く予想された衆院選への取り組みを強めていくことになる。

選挙闘争を強めようとしていた日教組に対し、8月20日、日教組からの申入れで行われた今村副委員長らと劔木亨弘文部次官との会談が終わった時点で、劔木文部次官が「再度文部次官となつて色々考えていることがある。これから話すことは命令とか勧告とかいうものではない」と前向きしつつ、次の意向を伝えたという¹⁵。

①竹尾文部委員長（衆院）の「文部省は教委の市町村設置に反対しているが、日教組対策はなんにもやっていないではないか」という言葉でもわかるように、自由党の教委法等にあらわれた態度は日教組の選挙運動が原因になっている。

②、教員の政治活動を制限することは、民主主義に反したことと思う。しかし自由党と日教組との抗争という点を考えると、将来政治活動が全面的に禁止されるおそれなしとしない。日教組としてもつと自覚してほしい。このことは大臣の諒解の上で話しているが、この責任は全部私にある。

将来の政治活動禁止に言及しているあたりは1954年のいわゆる教育二法を予言しているかのようである。日政連の結成はその5日後の8月25日である。6月頃から『日教組教育新聞』（週刊）は市町村教委全面設置問題を大きく取り上げ、毎号「組織防衛」「実力行使」といった激しい言葉が躍っているが、日政連の結成は報じていない。衆議院が打ち解散された直後の8月29日の号で、各労組が選挙闘争態勢に入ったことを報じた記事の最後で、前述したとおり、さりげなく日政連を紹介（「政治団体日本教職員組合を改称したもの」と記載）しているのみである。

日政連の結成について、『日教組十年史』は次のように記述している（234頁）。

このときの選挙にさきだつて一九五二（昭和二七）年八月二五日に、日本教職員政治連盟（その後、一九五四年一月二九日に日本民主教育政治連盟に改組改称した。略称はともに日政連）が結成され、選挙法および政治資金規正法による政治団体活動が行われるようになった。

また、日政連の結成について、『時事新報 内外教育版』は次のように報じている¹⁶。届出の日が「二十七日」となっているが、2日のずれの事情は不明である。

総選挙、教委選にそなえて日教組では中執で従来の「政治団体日本教職員組合」（職員団体と同様で会長荒木正三郎氏）を政事結社「日本教職員政治連盟」と改称することをきめ、その届出を終り、公然と政治活動に入ることを宣誓、今後は全国に支部をおき新政党として正式に発足した。

同連盟は、すでに昨年五月結成された団体等規正令による政治団体日教組を地公法による職員団体としての日教組の申入れによつて改称したもので、二十七日正式に政治資金規正法によつて新党として届出たもの、構成は日教組国会議員団（左社八、右社三、改二、無所属一）と日教組本部の教職員多数を加え、委員長荒木正三郎、幹事長市岡茂（法大講師、弁護士）、役員には日教組中執委を加えている。

任意団体である日教組（「地公法による職員団体」と記載されているが、日教組は同法による職員団体ではない）とは別の名称になったので、「政治団体」を冠する必要がなく、単に「日本教職員政治連盟」（日政連）と呼称することになったものと考えられる。

1953年4月2日自治庁告示第14号に「日本教職員政治連盟」が登場する。この告示は52年5月1日から12月31日までの政治資金規正法に基づく収支に関する報告書の要旨である。50年中の全国選挙管理委員会告示は、第十三条に基づく報告（選挙の時だけの収支の報告）であったが、53年4月の自治庁告示は、第十二条に基づく報告（日常活動にかかわる収支の報告）である。53年1月1日から6月30日までの報告書の要旨を公示した53年10月2日の自治庁告示第二十四号にも日政連の要旨が掲載されている（これも第十二条に基づく報告）。なお、団体等規正令は52年7月1日公布・施行の破壊活動防止法によつて廃止されていた。

日政連は、「全国の教職員および教育に関心の深い人々で作られている」¹⁷から、日教組と日本教職員政治連盟は表裏一体の関係にある。教育方面の活動用の看板「日本教職員組合」と政治活動用の看板「日本教職員政治連盟」を使い分けることで、日教組の政治活動への非難や弾圧を回避できると考えたものと思われる。

なお、1977年6月21日の『日教組教育新聞』に、日政連発足の時のことに触れた記事が掲載されており、そこには次のように書かれている¹⁸。

日教組出身の国会議員が多数当選したのにらうばいした権力側は、公務員とくに教員の政治活動ができないよう選挙法を改悪した。そこで日教組は“合法的、に政治活動をするため、日本民主教育政治連盟（日政連）を結成して自治省に登録し、日政連に日教組組合員すべてが加入することを

大会で決議した。

25年を経た時点での説明のためか、「選挙法を改悪」したことが日政連結成の直接の要因としてあったり、団体の名称が最初から「日本民主教育政治連盟」とされていたり、「自治庁」と書くべきところを「自治省」と書いていたり、正確さに欠ける点が多々あるが、日政連の結成によってすべての組合員（各都道府県教組の構成員）が自動的に日政連のメンバーになったので、日政連のメンバーとしての自覚をもって、（安心して）選挙運動に取り組んでほしいという意味を読み取ることができる。ちなみに、この記事は1977年7月に実施された参院選に出馬した日政連候補者を紹介した紙面に掲載されている。

日政連は独自の機関紙『日教連政治教育』を刊行していたらしいが、9月に入って日政連は、日教組の機関紙『日教組教育新聞』でその活動を報告し、また活動への協力を呼びかけた。衆院選や教育委員選挙の公認候補や当選者の全員の氏名もこの『日教組教育新聞』に掲載されている。なによりも、日教組は（日政連ではなく日教組の名で）自由党を全面的かつ徹底的に非難する『社会科シリーズ特集』の3冊をたて続けに刊行した（『自由党の暗い四年間』8月22日、『自由党と利権法』9月1日、『自由党の新政策』同3日）。したがって、教育方面の活動と政治活動で別の組織（看板）にして使い分けをしていたようには思えない。

日教組は政党としての法的地位を得た。政治資金規正法は届出により政党の結成を承認することとしており、届出て政党になることができる団体を限定していない。教員の団体であるからといって政党になれないという法的縛りはなかった。以後、日教組は選挙のたびに候補者を立て、議席を確保していくことになる。ただし、政党とはいっても、所属議員は社会党（左派）を中心に複数の政党や無所属にまたがっており、選挙においては「日政連公認」「日政連推薦」という文言が使われたが、当選した議員が国会内で結成する会派としては、「日政連」は使われていない。

都道府県教職員組合の政治団体化

東京では、1951年の統一地方選挙にあたり「二月十二日、都教組は全組合員を構成員とする政治団体「東京教育者組合」を結成し、届出を完了、これに平行して機関紙「新聞都教連」をその政治団体の機関紙として届け出た」（352頁）。選挙運動の結果、都議4人、区議25人を当選させた。

前述したとおり、鹿児島県では1951年の統一地方選挙にあたり、政治団体鹿児島県教職員組合を結成し、組織からの候補を公認し、それ以外は推薦した」（131頁）。

1952年になると日政連に関する記述が出てくる。

静岡県では、1952年8月に「すべて全組合員を会員とする「日本教職員政治連盟」（日政連）」が結成されて「選挙闘争をすすめた」（111頁）。

1952年の衆議院議員選挙についての記載であるが、新潟県の沿革史には、「この闘争を通じてわれわれの組織の闘いに力強い後楯となつたのは、日本教職員政治連盟であつた」。「警察当局では、「教職員組合の選挙活動は違反を犯している。特に選挙資金は組合会計より支出されているらしい。」との見解のもとに書記長である私を逮捕しようとしたということであるが、当局も見当ちがいをするものだ」（清川武手記）（第二巻、242頁）と書かれている。

島根県では、「日本教職員政治連盟推薦の中村英男を当選せしめ」た(125頁)。中村は、選挙では日政連公認(諸派)、当選後の国会では無所属倶楽部に属し、のち社会党(左派)に移った。教員出身ではない。

日政連の結成までは都道府県単位に政治団体を作っていたが、日政連になって、日政連支部として都道府県教組が活動するようになったことがうかがえる。

おわりに

戦後最初の衆院選(1946年4月)で多数の教員議員が誕生した。かれらのほとんどは中道右派政党に所属し、47年4月あるいは49年1月の選挙で姿を消した。代って47年4月および50年6月の参院選で社会党所属の教員議員が多数誕生した。社会党議員の誕生は、日教組による組織的な選挙運動の成果であった。

日教組の選挙運動に危機感を抱いた吉田政権与党(民主自由党・自由党)は1950年4月の地方公務員法や同年12月の公職選挙法に教員の政治活動を禁じる規定を盛り込むなどしたが、日教組は50年の参院選から政治団体の届出を行って選挙運動を公然と行い続けた。52年の日政連の誕生は、それ以前の「政治団体日本教職員組合」を改組改称したものとされているが、日教組とその傘下の単組である都道府県教組が一体となって選挙「闘争」を行える体制を整えたという意味で画期となったと思われる。

教員が国政に身内のメンバーを送り出すことは、戦後最初の選挙においては、戦前戦中を通じて、国の言いなりで教育を担っていた教員が、仲間を国政の担い手にすることによって教育者としての立場をより直接的に反映した教育政策を実現させることができるという期待から、全国選挙区で自然に盛り上がった気運だったと思われる。そしてそこで主役となったのは教育会のリーダーであった校長層であり、かれらに押し出されて議員となった教員が属したのは、戦後新たに誕生した中道右派政党だった。しかし1946年から47年にかけて教員組合が結成され、教育会に代わり、そして校長層に代わり、中堅若手の教員たちが教員組合の中核となり、教員組合運動と一体化した形で各種選挙への取り組みが続けられた。当選した教員議員たちは多くが社会党に属し、あるいは革新系の無所属議員として国会で活動した。教員議員の政治的な立ち位置は大きく変化した。自分たちの仲間を国政の場に送り込んで教育政策の実権を獲得しようという意図や意識においては連続的だったと考えられる。

教員議員多くは社会党や革新系無所属に集中していく。1951年9月の講和・安保条約の締結を機に、社会党や総評(日本労働組合総評議会、1950年結成)は平和四原則を掲げて保守勢力との対立を強めていくが、日教組はその革新陣営における中核勢力となる。日教組が保革の政治対立の当事者、さらにはその主役になればなるほど、政権やそれを支える保守政党は日教組の政治運動(選挙活動)を抑え込もうとする。1952年以後、政権与党と日教組との政治的対立はますます激化していった。仲間を国政の担い手に送り出すという初発の動機は、政権与党の暴走を止めるという目標にスライドしながらも、しばらくは持続していったと考えることができる。この点は、稿を改めて検討することにしたい。

注

- 1 赤塚康雄『戦後教育改革と青年学校』クリエイティブ21 (2002年)。大島多蔵は、大島宏「憲法改正過程における教育条項の修正—義務教育の範囲と青年学校改革案との関係を中心として—」(教育史学会『日本の教育史学』第54集、2011年)でも発言が紹介されている。
- 2 たとえば、静岡県教職員組合編『静教組五十年史』(1997年)には、静教組が高田なほ子・河野正夫の「割当県」となったことが記載されている(110頁)。
- 3 衆議院・参議院編『議会制度百年史 帝国議会史 下巻』(1990年)820頁。
- 4 ここでは以下の教職員組合の沿革史を参照した。引用などにあたっては出典として書名を挙げることは省略し、都道府県名を示すにとどめる。

北海道教職員組合編『北海道教職員組合 組合史』第一集(1956年)

北海道教職員組合編『北教組史』第二集(1964年)

岩手県教職員組合『岩教組20年史』(1977年)

宮城県教職員組合編『宮城県教職員組合運動史』第一巻〔1945—1960〕(1990年)

秋田県教職員組合二十年史編集委員会『秋教組二十年史』(1967年)

山形県教職員組合発行『山形県教職員組合四十年史』(1987年)

群馬県教職員組合編『群馬県教職員組合40年史』(1995年)

千葉県教職員組合編『千葉県教職員組合史』(1957年)

東京都教職員組合編『都教組十年史』(1958年)

神奈川県教職員組合編『神教組四十年史』(1990年)

新潟県教職員組合編『新潟県教職員組合史』第一巻(1958年)

新潟県教職員組合編『新潟県教職員組合史』第二巻(1958年)

富山県教職員組合編『県教組10年史』(1957年)

県教組組合史編集委員会編『石川県教組組合史—組合結成から1969年初頭まで—』(1969年)

岐阜教組40年史編纂委員会編『岐教組40年史』(1987年)

静岡県教職員組合編『静教組五十年史』(1997年)

三重県教職員組合編『三教組五十年史』(1999年)

滋賀県教職員組合五十年史編集委員会編『滋賀県教組五十年史』(2000年)

京教組四〇年史編纂委員会編『京教組四〇年史』(1990年)

兵庫県教職員組合編『兵教組十年史』(1960年)

島根県教職員組合編『島根県教組十年史』(1959年)

水野秋著・岡山県教職員組合編『岡山県教組の歩み(上巻)』(1986年)

福岡県教職員組合編『福岡県教組20年』(1970年)

鹿児島県教職員組合編『10年のあゆみ』(1957年)

- 5 日本教職員組合編『日教組10年史』(1958年)118～119頁。

- 6 同前書129頁。

- 7 日本教職員組合『教育新報』1949年1月16日「九氏が立候補 日教組でも本格的応援」。

- 8 同前紙 1949年2月6日「受田小林両氏当選 小笠原、横路両氏は惜しくも次点」。
- 9 北海道教職員組合はこの事件を組織にとっての重大事件と受け止めたとみられ、1948年から51年までの4年間を扱った『北教組史』第二集（1964年）の全810頁のうち315頁を充てて裁判記録などを含む詳細な内容の資料を収録している。
- 10 地方公務員法第五十二条第一項は職員団体について、「職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し当該地方公共団体の当局と交渉するための団体（以下本節中「単位職員団体」という。）を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。」と定義している。
- 11 教員組合の法的位置づけについては、前掲『歴史としての日教組 上』第4章「法的地位の変化とその影響」（徳久恭子）に詳しい。ただし、政治団体にかかわる法的地位への言及はない。
- 12 国立公文書館所蔵の簿冊「昭和二十五年十一月の一 第三次吉田内閣次官会議資料 内閣総理大臣官房総務課長」に収録されている。「左に掲げる政治的行為」は「一 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。／二 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。／三 寄附金その他の金品の募集に関与すること。／四 文書又は図画を地方公共団体の庁舎、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。／五 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為」である。
- 13 『時事通信 内外教育版』1952年9月5日「選挙攻勢に布陣 日本教職員政治連盟発足」。
- 14 『日教組教育新聞』1952年7月18日「市町村は登録必要なし」。
- 15 同前紙 1952年8月29日「政治活動の圧迫を策す 従来態度変えず 日教組の態度 弾圧政策を排除」。
- 16 『時事通信 内外教育版』1952年9月5日「選挙攻勢に布陣 日本教職員政治連盟発足」。
- 17 同前 1952年9月12日「公認候補きまる 日本教職員政治連盟」。
- 18 『日教組教育新聞』1977年6月21日「私たちと日政連議員 解説」。